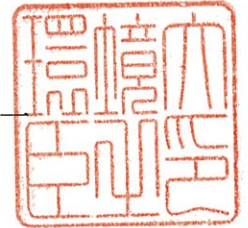


資料 1

諮問 第 4 5 6 号
環水大土発第1701041号
平成 2 9 年 1 月 4 日

中央環境審議会会長
浅野直人 殿

環境大臣
山本 公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

N- [3 - (1 - エチル - 1 - メチルプロピル) - 1, 2 - オキサゾール - 5 - イル] - 2, 6 - ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)

ビス [(*RS*) - 1 - { 2 - [3 - (4 - クロロフェニル) プロピル] - 2, 4, 4 - トリメチル - 1, 3 - オキサゾリジン - 3 - イルカルボニル } イミダゾリウム] = フマラート (別名オキスポコナゾールフマル酸塩)

N- (トリクロロメチルチオ) シクロヘキサ - 4 - エン - 1, 2 - ジカルボキシミド (別名キャプタン)

(2 *RS*) - 2 - (2, 4 - ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロロプロップ)

3, 4 - ジヒドロ - 2, 4 - ジオキソ - 1 - (ピリミジン - 5 - イルメチル) - 3 - (α, α, α - トリフルオロ - *m* - トリル) - 2 *H* - ピリド [1, 2 - *a*] ピリミジン - 1 - イウム - 3 - イド (別名トリフルメゾピリム)

N- (3', 4' - ジフルオロビフェニル - 2 - イル) - 3 - (トリフルオロメチル) ピラジン - 2 - カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

N- (7 - フルオロ - 3, 4 - ジヒドロ - 3 - オキソ - 4 - プロパー - 2 - イニル - 2 *H* - 1, 4 - ベンゾキサジン - 6 - イル) シクロヘキサ - 1 - エン - 1, 2 - ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)

(*RS*) - 2 - メチル - 1 - ピリミジン - 5 - イル - 1 - (4 - トリフルオロ

メトキシフェニル) プロパン-1-オール (別名フルルプリミドール)

アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチルアルミニウム
又はホセチル)

(別紙2)

アンモニウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートアンモニウム塩)、イソプロピルアンモニウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートイソプロピルアミン塩)、カリウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートカリウム塩)、ナトリウム= N - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートナトリウム塩)、 N - (ホスホノメチル) グリシン (別名グリホサート)

2', 3-ジブromo-4'-クロロ-1-(3-クロロ-2-ピリジル)-6'-{[(1*RS*)-1-シクロプロピルエチル]カルバモイル}ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)

(*RS*)-(E)-5-(4-クロロベンジリデン)-2,2-ジメチル-1-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)シクロペンタノール (別名トリチコナゾール)

3-(5-*tert*-ブチル-1,2-オキサゾール-3-イル)-1,1-ジメチルウレア (別名イソウロン)

(E)- N -(6-クロロ-3-ピリジルメチル)- N -エチル- N' -メチル-2-ニトロピ (別名ニテンピラム)

ブチル=(*RS*)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ)、ブチル=(*R*)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップPブチル又はフルアジホップP)

(RS) - O - 4 - ブロモ - 2 - クロロフェニル = O - エチル = S - プロピル
= ホスホロチオアート (別名プロフェノホス)

(RS) - 5 - ブロモ - 3 - sec - ブチル - 6 - メチルウラシル (別名ブロマシル)

(4RS, 5RS) - 5 - (4 - クロロフェニル) - N - シクロヘキシル - 4 -
メチル - 2 - オキソ - 1, 3 - チアゾリジン - 3 - カルボキサミド (別名ヘキシチアゾクス)

中環審第957号
平成29年1月5日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年1月4日付け諮問第456号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問 第 4 6 3 号
環水大土発第諮問第1706271号
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
山本 公一



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名イミダクロプリド)

5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル(別名エチプロール)

3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンテジン)

(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン(別名ジノテフラン)

(1S, 2R, 5R, 7R, 9R, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2,4-ジ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-14-メチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0^{2,10}.0^{5,9}]ドコス-11-エン-13,21-ジオン(別名スピネトラム-J)及び(1S, 2S, 5R, 7S, 9S, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2,4-ジ-O-メチル- α -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-4,14-ジメチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0^{2,10}.0^{5,9}]ドコサ-3,11-ジエン-13,21-ジオン(別名スピネトラム-L)の混合

物 (別名スピネトラム)

(Z) - 3 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)

(E) - N - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - エチル - N - メチル - 2 - ニトロビニリデンジアミン (別名ニテンピラム)

(±) - 5 - アミノ - 1 - (2, 6 - ジクロロ - α , α , α - トリフルオロ - *p* - トルイル) - 4 - トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール - 3 - カルボニトリル (別名フィプロニル)

メチル = {2 - クロロ - 4 - フルオロ - 5 - [5, 6, 7, 8 - テトラヒドロ - 3 - オキソ - 1 *H*, 3 *H* - [1, 3, 4]チアジアゾロ[3, 4 - *a*]ピリダジン - 1 - イリデンアミノ]フェニルチオ}アセタート (別名フルチアセットメチル)

N - (トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)

N - (4 - メチル - 6 - プロパー - 1 - イニルピリミジン - 2 - イル) アニリン (別名メパニピリム)

(別紙2)

O, O-ジエチルO-5-フェニルイソキサゾール-3-イルホスホロチオアート (別名イソキサチオン)

(5RS)-2-[(1EZ)-1-[(2E)-3-クロロアリルオキシイミノ]プロピル]-5-[(2RS)-2-(エチルチオ)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン (別名クレトジム)

3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン (別名クロフェンテジン)

N-(3', 4'-ジフルオロビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロメチル)ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

(±)-5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名フィプロニル)

中環審第976号
平成29年7月7日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年6月27日付け諮問第463号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第467号
環水大土発第1709011号
平成29年9月1日

中央環境審議会会長
武内和彦殿

環境大臣
中川雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-(2-クロロイミダゾ [1, 2-a] ピリジン-3-イルスルホニル) -3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素 (別名イマゾスルフロン)

O-4-シアノフェニル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名シアノホス又はCYAP)

ビス(2-ヒドロキシ-5-ノニルベンゼンスルホン酸)銅(II)塩 (別名ノニルフェノールスルホン酸銅)

O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)

(RS)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)

メチル=1-(ブチルカルバモイル)ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート (別名ベノミル)

(別紙2)

N, N' -{ピペラジン-1, 4-ジイルビス[(トリクロロメチル)メチレン]}ジホルムアミド(別名トリホリン)

アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)(別名ホセチルアルミニウム
又はホセチル)

ビス(2-クロロ-1-メチルエチル)エーテル(別名DCIP)

中環審第992号
平成29年9月4日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の規定について（付議）

平成29年9月1日付け諮問第467号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。